

愛隣荘利用料金のご案内

軽費老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設のひとつです。そのため、国・県らかの補助を受けて設立、運営いたしております。利用料金につきましても、国の定めた料金表に基づいたものとなっております。

1,契約時の一時金及び管理費等は一切**不要**となっております。

2,毎月の利用料金内訳

(1) 基本利用料

(令和6年8月改定)

階層	対象収入	月額利用料 (単位:円)			合計
		サービスの提供に要する費用	生活費	冬期加算	
1	1,500,000 以下	10,000	54,414	1,960	64,414
2	1,500,001~1,600,000	13,000	54,414	1,960	67,414
3	1,600,001~1,700,000	16,000	54,414	1,960	70,414
4	1,700,001~1,800,000	19,000	54,414	1,960	73,414
5	1,800,001~1,900,000	22,000	54,414	1,960	76,414
6	1,900,001~2,000,000	25,000	54,414	1,960	79,414
7	2,000,001~2,100,000	30,000	54,414	1,960	84,414
8	2,100,001~2,200,000	35,000	54,414	1,960	89,414
9	2,200,001~2,300,000	40,000	54,414	1,960	94,414
10	2,300,001~2,400,000	45,000	54,414	1,960	99,414
11	2,400,001~2,500,000	50,000	54,414	1,960	104,414
12	2,500,001~2,600,000	57,000	54,414	1,960	111,414
13	2,600,001~2,700,000	64,000	54,414	1,960	118,414
14	2,700,001~2,800,000	71,000	54,414	1,960	125,414
15	2,800,001~2,900,000	78,000	54,414	1,960	132,414
16	2,900,001~3,000,000	85,000	54,414	1,960	139,414
17	3,000,001~3,100,000	93,000	54,414	1,960	147,414
18	3,100,001~3,200,000	101,000	54,414	1,960	155,414
19	3,200,001~3,300,000	109,000	54,414	1,960	163,414
20	3,200,001~3,400,000	117,000	54,414	1,960	171,414
21	3,400,001 以上	126,730	54,414	1,960	181,144

※上記の冬期加算は11月~3月までとなります。

※この表における対象収入とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を除外したものを収入とします。

※基本利用料については、改定されることがありますのでご了承ください。

(2) その他の利用料

居室にて使用されます電気代・電話代等につきましては個人負担となります